

令和4年度 龍ヶ崎市保育ルーム 入所のご案内



©龍ヶ崎市

龍ヶ崎市教育委員会 文化・生涯学習課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
TEL :0297-64-1111(内線 233・235)
FAX :0297-60-1582
syougai@city.ryugasaki.lg.jp

(令和3年11月作成)

◆保育ルームの内容◆

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）

保育ルームは、市内の小学校に在学する児童（1年生から6年生まで）のうち、保護者が仕事や病気等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休みの期間、学校の余裕教室やプレハブ専用施設を利用して、適切な遊びや安全に過ごせる場を提供することで、児童の健全な育成を図る事業です。

2. 保育ルームの活動内容

毎日概ね2～3人の放課後児童支援員および放課後児童支援補助員（以下「支援員等」といいます。）が児童の見守りにあたります。保育ルームの主な活動は、次のとおりです。

- ①放課後等における児童の安全管理
- ②遊びや集団活動を通じた児童の育成指導
- ③保護者や学校との連携による児童の育成指導
- ④その他、児童の安全管理や育成に必要な活動

3. 保育ルーム実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

・保育ルームの入所申込みは毎月受け付けています。詳しくは「保育ルーム入所申込み手続きについて」（2ページ以降）をご覧ください。

4. 保育ルーム閉所日

- ①日曜日・国民の祝日（振替日を含む。）
- ②年末・年始休み 12/29～1/3
- ③臨時休校日
 - ・上記の他、台風・大雪等で、臨時休校となったとき。
 - ・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の感染症で学級・学年閉鎖となった場合、その学級・学年の児童は通所できません。

5. 保育ルーム開設時間

- ①通常(授業のある日)の場合……学校の終了時刻から午後6時30分まで
 - ②土曜・長期休み(夏休み等)・振替休業日など……午前8時から午後6時30分まで
- ※保護者の就労時間や就労場所により、午前7時30分から入室を希望する場合は、『龍ヶ崎市学童保育ルーム早朝利用申請書』の提出が必要です。なお、土曜日だけの保育ルーム利用はできません。

6. 保育ルーム入所資格

- ①龍ヶ崎市立小学校に在籍する児童であること。
- ②児童の保護者等が、放課後や長期休み(春・夏・冬休み)等に居宅外で労働することを常態としている場合。
- ③児童の保護者等が、放課後や長期休み(春・夏・冬休み)等に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合。
- ④児童の保護者等が、放課後や長期休み(春・夏・冬休み)等に親族の看護又は介護していることを常態としている場合。
- ⑤保護者等が常時、昼間に家庭外就学又は技能訓練をしている場合。
- ⑥妊娠中又は出産後(産前産後2ヶ月以内)である場合。

※②及び③の「労働することを常態としている」及び④の「看護又は介護していることを常態としている」とは、月12日以上就労(看護又は介護)している場合とします。

7. 児童の帰宅方法について

- ・児童の帰宅時の安全を確保するため、原則として保護者等(父母・祖父母・兄姉(高校生以上))による送迎としております。兄姉でも中学生以下のお迎えは、安全上認められません。
- ・保護者によるお迎えが困難な場合に限り、児童だけの帰宅を認めています。入所決定後に、届出が必要です。なお、保育ルームから自宅までの間における安全管理は、保護者がその一切の責任を負うこととなります。

8. 退所要件

次に掲げる状況が判明した場合には、保育ルームを退所いただく場合があります。予めご承知おきください。

- ①保育ルーム入所資格に該当しないと判断されたとき。
- ②児童の保育ルームへの通所が、不定期又は限定されているなど、保育ルーム入所の必要性が乏しいと判断されたとき。
- ③正当又はやむを得ない事情もなく、保護者負担金を長期に亘り滞納(概ね3ヶ月)したとき。
※正当又はやむを得ない事情とは、転職、失業、傷病・介護(本人・親族等)、災害などによる収入や支出の急激な変化を伴う場合。

◆保育ルーム入所申込み手続きについて◆

○申込み受付

受付場所	市役所文化・生涯学習課 (書類審査の関係上、東部・西部出張所、市民窓口ステーションでは受付できません。)
申込み 受付期間	<u>令和4年4月からの入所を希望される方</u> 令和4年1月17日(月)～令和4年2月18日(金)(閉庁日を除く。) <u>令和4年5月1日以降の入所を希望される方</u> 入所希望月(入所日は原則として1日付けです。)の前月15日(土・日・休日の場合はその直前の平日)までです。なお、8月1日から入所希望の方は、夏休み入所受付期間にお申込みください。 <u>長期休み期間(夏休み・冬休み・春休み)のみ入所を希望される方</u> 入所受付期間を別途設けております。市広報紙『りゅうほー』や市公式ホームページにてお知らせしております。

※令和4年4月の春休み期間及び始業式後から入所希望の方は、令和4年1月17日(月)～令和4年2月18日(金)(閉庁日を除く)の期間にお申込みください。

※通年で保育ルームを利用している場合、各長期休みの再申請は必要ありません。

1 提出書類

①『保育ルーム入所申込書』（様式第1号）・・・児童1人につき1部

- ・両面(表・裏)記載が必要です。裏面には、入所児童の健康保険証の写しを貼付してください。
- ・利用は「平日（長期休み含む）」又は「平日＋土曜日（長期休み含む）」のいずれかとなります。なお、土曜日だけの保育ルーム利用はできません。

② - 1 就労を理由とする場合

『就労証明書(外勤・内職証明)』『自営業等申告書』（様式第2号）又は『健康保険証等の写し』

- A. 会社等に勤務(又は勤務が決定)し、社会保険や共済組合保険の被保険者(本人)の場合、『就労証明書(外勤・内職証明)』に代えて、本人の健康保険証の写しでも可とします。なお、本人の健康保険証の写しを提出する方は、記号及び番号をマスキングしてください。
- B. 社会保険等の被扶養者や国民健康保険の方は、『就労証明書(外勤・内職証明)』の提出が必要です。
※『就労証明書(外勤・内職証明)』は事業所からの証明です。自営業や農業を営んでいる場合は『自営業等申告書』をご自身で記入し、第三者から証明が必要です。
※就労日数が月12日に満たない場合は、複数の証明が必要です。
※年度内の再入所の場合でも、再提出が必要となる場合があります。

[例1] 父…外勤(社会保険の被保険者本人)、母…外勤(夫の社会保険等の被扶養者)の場合

- 父…『就労証明書(外勤・内職証明)』又は『健康保険証の写し』
- 母…『就労証明書(外勤・内職証明)』

[例2] 父…農業、母…自営業の場合

- 父…『自営業等申告書』 母…『自営業等申告書』

② - 2 本人の疾病や障がい、又は、家族の介護や看護を理由に入所する場合

『診断書』（様式第3号）又は『障がい者手帳の写し』

※医療機関等で証明を受けてください。(この証明を受けるのに日数を要する場合がございます。お早めに依頼いただくことをお勧めします。)

② - 3 本人が学生であることを理由に入所する場合

『学生証の写し』及び『時間割表(授業カリキュラムが分かる書類)の写し』

② - 4 妊娠中又は出産後(産前産後2ヶ月以内)を理由に入所する場合

『母子健康手帳の写し』(表紙と出産予定日がわかるページの写し)

③『口座振替依頼書』

- ・口座振替取扱金融機関は5ページ参照。届出印欄は、金融機関届出印を押印して下さい。書類を書き損じた時は、見え消し線で訂正し、その箇所に届出印を押印して下さい。
- ・3枚複写の用紙になっていますので、1、2枚目をご提出ください。

④『龍ヶ崎市学童保育ルーム早期利用申請書』

- ・土曜・長期休み(夏休み等)・振替休業日などの一日保育で、保護者の就労先や通勤時間により、午前7時30分から入室希望の方はご提出ください。

※①～③(または①～④)の書類がそろっていない場合は、受付することができません。

※申請書等用紙は、市のホームページからダウンロード可能です。また、文化・生涯学習課や各保育ルームにもおいてありますので、必要な方はお申し付けください。

※提出された書類に変更（住所・氏名・家族構成・勤務先等）が生じたときは、速やかに文化・生涯学習課に届け出してください。

⑤『保育ルーム土曜利用変更申出書』

土曜日の利用を申込み場合や取り消しをする場合必要です。変更希望月の前月15日までに文化・生涯学習課に届け出してください。

2. 入所申込み時の注意事項

- ①申込書類を提出いただいた際に、必要に応じて状況確認のため聞き取り調査を行いますので、保護者又は保護者に代わる方（児童の状況を把握されている方）が、文化・生涯学習課へお越しください。
- ②申込書を提出された後で、申込みを取り下げる場合は、早急に文化・生涯学習課までご連絡ください。なお、入所希望日以降の申し出の場合は、保護者負担金が発生しますのでご注意ください。
- ③保育ルームを退所する予定がある場合は、『退所申出書』（保育ルーム、文化・生涯学習課窓口、市のホームページからダウンロード可）を提出してください。なお、最終通所日（退所日）は、申出日を遡ることができません。
- ④特別に配慮が必要な児童には、加配（専属で見守りにあたる支援員等）を配置することが可能ですので、受付時にあらかじめお申し出ください。

3. 保護者負担金について

- ①平日のみの利用は月額5,000円、平日と土曜日利用は月額6,000円です。
- ②兄弟等で二人以上の児童が保育ルームに入所している場合は、一人目の児童の負担金は5,000円（6,000円）ですが、二人目以降の児童にかかる負担金は半額の2,500円（3,000円）となります。
- ③月途中での入所又は退所があった場合は、日割計算となります。日額300円（平日＋土曜日利用も同額。）で計算します。月額2,500円（3,000円）を負担している場合は日額150円となり、在籍日数（開所日）を乗じて得た額となります。日割計算の結果、月額が5,000円（6,000円）、二人目以降の場合は2,500円（3,000円）を上回る場合は、5,000円（6,000円）、二人目以降の場合は2,500円（3,000円）を上限とします。

●保護者負担金の納入方法について

保護者負担金の納付は「口座振替」での納付となります。

※口座振替日は、毎月末日（12月は25日。振替日が土・日・休日の場合は翌平日。）となります。振替結果は通帳でご確認ください。（口座振替の場合、領収書は発行しません。）

※残高不足等により口座振替不能となった場合は、再度の振替はできないため、後日「口座振替不能通知書（納付書）」をお送りしますので、市役所（本庁舎、東部・西部出張所、市民窓口ステーション）又は指定金融機関で納付してください。

※長期（3ヶ月）に亘り負担金を滞納したときは、退所いただく場合があります。

《口座振替予定日一覧》

利用月	口座振替予定日	利用月	口座振替予定日
4月	令和4年 5月31日(火)	10月	令和4年11月30日(水)
5月	令和4年 6月30日(木)	11月	令和4年12月26日(月)
6月	令和4年 8月 1日(月)	12月	令和5年 1月31日(火)
7月	令和4年 8月31日(水)	1月	令和5年 2月28日(火)
8月	令和4年 9月30日(金)	2月	令和5年 3月31日(金)
9月	令和4年10月31日(月)	3月	令和5年 5月 1日(月)

《口座振替取扱金融機関》

◇筑波銀行	◇みずほ銀行	◇三井住友銀行
◇常陽銀行	◇水戸信用金庫	◇茨城県信用組合
◇中央労働金庫	◇水郷つくば農業協同組合	◇ゆうちょ銀行

●次の項目のいずれかに該当する場合は、**保護者負担金を免除する制度**があります。次のいずれかの要件を満たす方で、保護者負担金の免除を希望する場合は、「放課後児童健全育成事業負担金減免申請書」を文化・生涯学習課へ申請してください。該当となった方は、申請のあった翌月より保護者負担金が免除となります。（要件を満たしていても、市の決定を経ない場合は減免できません。）

- ・児童の保護者が、生活保護法による生活保護を受けている場合。
- ・児童の世帯が、母(父)子家庭で、前年度分の住民税が非課税世帯の場合。

※減免申請をされる方のうち、令和3年1月1日現在、龍ヶ崎市に住民登録がなかった方は、令和3年1月1日現在、住民登録があった市区町村で「令和3年度市(区・町・村)民税課税証明書」をお取り寄せいただき、減免申請書とともに提出してください。（証明書は郵送での取り寄せもできます。詳しくは、該当する市区町村税証明担当課にお問い合わせください。）

4. おやつ代について

月額 2,000 円です。保育ルームに納入をお願いします。長期休み期間（夏休み・冬休み・春休み）などはこの限りではありませんので、保育ルームにお尋ねください。

5. 入所決定

入所決定通知書は、原則として入所月の前月20日前後に郵送します。
春休み期間及び年度当初の入所決定通知書は「3月初旬」、夏休み期間の入所決定通知書は「7月初旬」、冬休み期間の入所決定通知書は「12月初旬」に郵送する予定です。

6. 入所にあたって

入所決定通知書が届いた方は、入所の前に、支援員等から保育ルームでの生活の決まり等に関する説明を受けてください。

7. スポーツ安全保険への加入について

①保険料（年額800円。年度内有効です。）

保育ルームでの活動時間中の万一の事故等の備えとして、スポーツ安全保険へ加入していただきます。保育ルーム内での活動（保育ルームから自宅への帰宅まで含む）時にケガ等を負い、その際のケガ等が原因で1日以上通院した場合に保険金が給付されます。保険料は、入所申請の際に文化・生涯学習課窓口にてお渡しく下さい。

年間掛金 /1人当り	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費 用保険支払限 度額
	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて 180日以内			
			入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
800円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

☆☆龍ヶ崎市保育ルーム一覧☆☆

名称	所在地	電話番号
龍ヶ崎小保育ルーム	龍ヶ崎市 3316 番地	[A]070-7591-6752[B]070-7591-6753
大宮小保育ルーム	龍ヶ崎市大徳町 4945 番地	070-7591-6774
八原小保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1 丁目 22 番地 4	[A]070-7591-6768[B]070-7591-6769 [C]070-7591-6770[D]070-7591-6771 [E]070-7591-6772[F]070-7591-6773
馴柴小保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3135 番地	[A]070-7591-6758[B]070-7591-6759 [C]070-7591-6760[D]070-7591-6761
川原代小保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町 3518 番地	070-7591-6775
龍ヶ崎西小保育ルーム	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地	[A]070-7591-6756[B]070-7591-6757
松葉小保育ルーム	龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地	[A]070-7591-6754[B]070-7591-6755
長山小保育ルーム	龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1	[A]070-7591-6762[B]070-7591-6763
馴馬台小保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 23 番地 1	[A]070-7591-6764[B]070-7591-6765
久保台小保育ルーム	龍ヶ崎市久保台 2 丁目 3 番地	[A]070-7591-6766[B]070-7591-6767
城ノ内小保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 27 番地	[A]070-7591-6776[B]070-7591-6777 [C]070-7591-6778[D]070-7591-6779

※土曜日の保育ルームは、一部の保育ルームでは合同クラスにて実施しております。